新旧対照表(改正箇所のみ記載。11条カードローンサービスの追加に伴い、第12条以下の条番を変更。)

# 【改正後】

(2020年7月20日実施)

# 「JAネットバンク利用規定」

#### 第1条 「JA ネットバンク」

「JAネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

#### 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等

- 4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
  - (1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当 座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
    - a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額
    - b 払込手続の処理時における払込金額
    - c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額
    - d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・利息および繰上 返済手数料の合計金額
    - e カードローン返済手続の処理時における返済金額

#### 第11条 カードローンサービス

- 1. カードローンサービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入、返済等を行うことができるサービスをいいます。
- 2. 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。

## 【改正前】

(2020年4月1日実施)

### 「JAネットバンク利用規定」

#### 第1条 「JAネットバンク」

「JAネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、(追加)その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

#### 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等

- 4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
  - (1) 以下の金額が支払元の貯金口座(以下、「支払指定口座」といいます)の支払可能残高(当 座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
    - a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額
    - b 払込手続の処理時における払込金額
    - c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額
    - d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・利息および繰上 返済手数料の合計金額

(追加)

(追加)

# 【改正後】

- 3. 本サービスによる借入は、当組合所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象 口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。
- 4. 本サービスによる返済は、当組合所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。

#### 第17条 免責事項

3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第 <u>18</u>条による補てんの請求をすることができます。

#### 第25条 本規定の変更

1. 当組合は、第22条・第24条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を含みます)を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

本規定の当組合所定の内容については、<u>JAネットバンク</u>ホームページの掲載内容により確認してください。

## 【改正前】

### 第16条 免責事項

3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第17条による補てんの請求をすることができます。

## 第24条 本規定の変更

1. 当組合は、第21条・第23条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を含みます)を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

JA ネットバンク利用規定の当組合所定の内容については、店頭にご用意しております。「当組合所定事項」をご覧いただくか、当ホームページの掲載内容により確認してください。